

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松茂町は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適正な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島県松茂町長

公表日

平成30年8月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	<p>松茂町における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令、及び国民年金法施行規則のほか地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。 特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <p>①被保険者に関する事務 ・国民年金被保険者の資格取得・種別変更・喪失及び各種変更届出の受理 ・付加保険料の申出・辞退届の受理 ・任意加入保険者の資格取得・喪失申出の受理 ・保険料免除及び猶予申請(法定免除を含む)の受理、辞退・廃止届の受理 ・年金手帳再交付申請の受理 ・届書等の受理、送付及び再提出</p> <p>②給付に関する事務 ・給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理裁定請求書の受理 ・現況届(または障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿)の受付 ・請求書等の受理、送付及び再提出</p> <p>③年金生活者支援給付金に関する事務 ・年金生活者支援給付金連名簿の受付、送付及び再提出</p> <p>またこの事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務受託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者や給付に関する協力事務連携を行う。</p>
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 中間サーバ 3. 団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)
2. 特定個人情報ファイル名	
・被保険者台帳情報ファイル ・宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第31、62、95項 番号法別表第一主務省令 第24条の2、第47条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松茂町総務課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 088-699-8710
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松茂町総務課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 088-699-8710

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

